

田川市住宅改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民（本市に定住しようとする者を含む。以下同じ。）の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。
- (3) 住宅改修工事 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び附帯設備の修繕工事又は改築工事（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。）で、別表に掲げるものをいう。
- (4) 施工業者 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。ただし、本市の競争入札参加有資格者名簿若しくは小規模修繕契約希望者名簿に登録された者又は国土交通大臣若しくは福岡県知事が発行する建設業許可証を有する個人事業主若しくは法人に限る。
- (5) 省エネ基準レベル 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級4及び1次エネルギー等級4を満たすものをいう。
- (6) 仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び1次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」の1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（3）開口部の断熱性能等に関する基準をいう。
- (7) 市外住民 1年以上継続して市外に居住している者。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員を除く。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、又は本市に転入する予定であること。
- (2) 補助の対象となる住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者又は工事完了後3か月以内に居住する予定の者（以下「居住予定者」という。）
- (3) 補助の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員に現在居住している市区町村における税の滞納がないこと。
- (4) 補助の対象となる住居に5年以上居住する意思がある者
（補助対象となる住宅及び住宅改修工事）

第4条 補助の対象となる住宅は、補助を受けようとする者が市内に所有する個人住宅又は併用住宅で、過去にこの告示による補助金を受けたことがない住宅とする。ただし、過去にこの公示による補助金を受けた住宅のうち、第12条第1項の規定により当該補助金の額を確定した日から5年が経過し、かつ、過去に補助金の対象となった住宅改修工事と工事内容が異なると認められる住宅については、補助の対象とするものとする。

2 補助の対象となる住宅改修工事は、第8条に規定する交付決定の後に着手し、当該年度の3月31日までに第13条に定める請求書の提出ができるもので、第2条に規定する施工業者によるもの（100,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上のものに限る。）とする。ただし、併用住宅については、自己の居住の用に供する部分に限る。

3 省エネ化改修工事の対象となる住宅は前2項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、改修前から明らかに省エネ基準レベル性能を有すると認められる住宅を除く。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工した個人住宅又は併用住宅
- (2) 耐震診断により地震による倒壊の危険性が低いと診断された個人住宅又は併用住宅
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた額とする。

| | 補助金の額 |
|-----------|---------------------------------|
| 住宅改修工事の種類 | （当該住宅改修工事に要する費用は消費税及び地方消費税を除く。） |

| | |
|---|---|
| バリアフリー改修工事 耐久性能改修工事、耐震改修工事、 防犯・屋内事故防止工事 | 当該住宅改修工事に要する費用の額に 100 分の 10 を乗じて得た額(当該額が 200,000 円を超える場合は 200,000 円とする。) |
| 省エネ化改修工事 (改修部分が仕様基準に適合する工事に限る。) | 当該住宅改修工事及び省エネ診断に要する費用の額に 100 分の 40 を乗じて得た額(当該額が 300,000 円を超える場合は 300,000 円とする。) |

2 前項の補助金に加算する補助金の加算の条件及び加算額は次のとおりとする。

| 加算の条件 | 加算額 |
|---|-----------|
| (1) 第 7 条第 1 項の規定による申請を行った時点において、別居中の補助の対象者又はその親若しくは子が市外住民であること (2) 第 11 条の規定による実績報告を行うまでの間に、上記(1)の市外住民と補助の対象者又はその親若しくは子が市内に居住していること | 100,000 円 |

(他の補助制度との併用の取扱い)

第 6 条 補助の対象となる住宅改修工事について、国、県、市その他公共的な団体等が実施する他の補助金制度等を優先するものとし、その対象となった費用の額と重複して補助金申請することはできないものとする。

(補助金の交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修工事の着手前に田川市住宅改修工事補助金交付申請書(様式第 1 号)に、同申請書に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 8 条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、田川市住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

(補助金の交付の変更等申請)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、第 5 条第 2 項の規定による加算内容の変更、又は工事の内容を変更し、又は若しくは工事を中止しようとするときは、

あらかじめ田川市住宅改修工事補助金変更等承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

| | |
|-------------|--|
| 加算内容を変更する場合 | 補助対象者の親又は子の住民票の写し 補助対象者の親又は子であることを証明できる書類 その他市長が必要と認める書類 |
| 工事の内容の変更の場合 | 変更後の工事見積書の写し 変更後の補助対象工事の箇所及び概要が分かる図面 その他市長が必要と認める書類 |

（補助金の額の変更決定）

第10条 市長は、前条に規定する変更等申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、田川市住宅改修工事補助金変更等承認・不承認決定通知書（様式第4号）により当該変更した申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事完了後（居住予定者にあつては、転居又は転入した後）、田川市住宅改修工事補助金実績報告書（様式第5号）に同申請書に定める書類（様式第6号含む。）を添付し、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、田川市住宅改修工事補助金額確定通知書（様式第7号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の交付額が、第8条の規定により通知した交付決定金額（第10条の規定に基づき変更の承認をした場合にあつては、同条の規定により通知した額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、田川市住宅改修工事補助金請求書（様式第8号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があつたときは、その内容を審査し、

交付決定者の請求に基づき交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、田川市住宅改修工事補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(現地調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助の対象となった住宅改修工事について現地調査を行うことができる。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年8月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日施行し、改正後の第11条から第13条までの規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月30日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 工事種別 | 工事内容 |
|------------------------------------|--|
| バリアフリー改修工事 | (1) 玄関又はアプローチの段差の解消 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すりの設置 (3) 車椅子で利用できる出入口又はトイレの改善 (4) 廊下又は浴室の床の滑りにくい床材への変更 (5) その他これらに類する工事 |
| 省エネ化改修工事 (改修部分が仕様基準に適合する工事に限る。) | (1) 省エネ基準レベルを満たしたガラスへの交換、内窓設置、外窓交換又はドア交換（複数開口部の工事する場合のみ） (2) 前号の工事に併せて実施する、こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において認定されたエコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、エコキュート等） (3) 第1号の工事に合わせて実施する工事、その他前2号に掲げるものに類する工事で、省エネ基準を満たすもの |
| 耐久性能改修工事 | (1) 屋根のふき替え (2) 屋根及び外壁の塗装 (3) 壁、床及び天井の改修 (4) 玄関等出入口の改修 (5) その他これらに類する工事（浴槽、便器及びキッチンの取替のみの工事は除く。） |
| 耐震改修工事 | (1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事 |
| 防犯・屋内事故防止工事 | (1) 防犯に適した窓やドアへの改修 (2) 防犯カメラ又はダミーカメラの設置 (3) 事故防止のための鍵の設置 (4) 窓格子設置 (5) その他これらに類する工事 |

(表)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

田川市住宅改修工事補助金交付申請書

田川市住宅改修工事補助金交付要綱による補助を受けたいので、同要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---|----------------|--------------------|----------------|
| 施工業者 | 名 称 | | | | |
| | 代表者名 | | 電話番号 | | |
| | 住 所 | | | | |
| 工事予定内容 ※該当するもの全て に☑をしてください | <input type="checkbox"/> バリアフリー改修工事 | <input type="checkbox"/> 耐久性能改修工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 省エネ化改修工事 | <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 防犯・屋内事故防止工事 | | | | |
| | 工事内容を具体的に記入してください： | | | | |
| 工事期間 | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | |
| 築年数 | 築 年 | 併用住宅の 住宅部分面積 | m ² | 住宅以外の部分 面積(店舗等) | m ² |
| | | 全体工事金額 円 ※見積書の金額(消費税及び地方消費税を除く。) | | | |
| 補助対象工事金額 | | 円 ※対象工事金額(消費税及び地方消費税を除く。) | | | |
| 補助金 申請額 | 省エネ | 円 ※対象工事金額×40%(千円未満切捨て、上限30万円) | | | |
| | その他 | 円 ※対象工事金額×10%(千円未満切捨て、上限20万円) | | | |
| | 加算額 | 円 ※ 申請時に別居中の申請者又はその親若しくは子が市外住民であり、実績報告時まで その申請者及び加算対象となるその親若しくは子が市内在住となる場合は10万円 | | | |
| | 合計 | 円 | | | |
| その他 ※それぞれ該当する ものに☑をしてくだ さい | 住宅改修工事において、他の補助 金(助成金)等の交付の有無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (補助金名称：) | | | |
| | 田川市住宅改修工事補助金の過 去の交付の有無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (年 月 ・ 工事) | | | |

(裏)

| | | | | |
|------|--------------|--|---|--|
| 添付書類 | 1 | 申請者の世帯全員の記載のある住民票の写し。 | | |
| | 2 | 個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明書、固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類 | | |
| | 3 | 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証明する書類 | 4 | 工事見積書の写し |
| | 5 | 補助対象工事の箇所及び概要が分かる図面 | 6 | 物件の位置図 |
| | 7 | 施工予定箇所の写真 | 8 | 省エネ化改修工事については、耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類 |
| | (加算を受ける場合のみ) | | | |
| | 9 | 補助対象者の親又は子の住民票の写し | | |
| | 10 | 補助対象者の親又は子であることを証明できる書類 | | |
| | 11 | その他市長が必要と認める書類 | | |

- ※ 工事見積書の内容によっては、詳細な内容確認及び工事内容が適正な水準であることを確認させてもらうことがあります。
- ※ 加算を受ける場合、実績報告時に市内住民となる予定の申請者またはその親若しくは子が、申請を行った時点において1年以上継続して市外に居住していることが条件となります。

様式第2号（第8条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

田川市住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった田川市住宅改修工事補助金の交付については、下記のとおり決定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の別 交 付 ・ 不 交 付
- 2 補助金交付決定額 円
対象住宅改修工事金額 円
- 3 不交付の理由

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

田川市住宅改修工事補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記の補助金
については、申請内容を変更したいので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第9条の規
定により下記のとおり申請します。

記

- 1 中止又は変更の別 (1) 工事の中止 ・ (2) 申請内容の変更
- 2 理由
- 3 変更の内容

| | 変更後 | 変更前 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 申請内容 | | |
| 住宅改修工事 見積金額 | 円 (消費税及び地方消費税を除いた額を記入) | 円 (消費税及び地方消費税を除いた額を記入) |

4 添付書類

| 転入の場合 | 工事の変更の場合 | 中止の場合 |
|--|---|-------|
| (1) 補助対象者の親又は子の住民票 の写し (2) 補助対象者の親又は子であるこ とを証明できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 | (1) 変更後の工事見積書の写し (2) 変更後の補助対象工事の箇 所及び概要が分かる図面 (3) その他市長が必要と認める 書類 | なし |

(注意) 変更後の工事金額が増額となっても、交付額は増額されません。

工事を中止した場合、補助金は交付されません。

様式第4号（第10条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

田川市住宅改修工事補助金変更等承認・不承認決定通知書

年 月 日付で申請があった変更等の申請については、下記のとおり決定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別 承認 ・ 不 承認

2 変更内容

3 変更後の対象住宅改修工事金額 円

（消費税及び地方消費税を除く。）

変更後の補助金交付決定額 円

4 不承認の理由

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

田川市住宅改修工事補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定があった標記の補助金
について、当該住宅改修工事が完了したので田川市住宅改修工事補助金交付要綱第11条
の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定金額 _____ 円

2 工事完了年月日 _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住宅改修工事完了証明書（様式第6号）
- (2) 当該改修工事代金支払領収書の写し
- (3) 施工管理写真（施工前、施工中及び施工後）
- (4) 申請者が居住予定者の場合は、転居又は転入した後の住民票の写し
- (5) 省エネ化改修工事の場合、改修部分が仕様基準を満たしたことを示す省エネ診断結果
- (6) 転入した者の住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

施工業者 所在地 田川市
名 称
代 表 者
電 話 番 号

住宅改修工事完了証明書

次の住宅改修工事が完了したことを証明します。

| | |
|---------|--------------------|
| 工事物件所有者 | |
| 工事物件所在地 | |
| 工事期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| 工事内容 | |
| 工事金額 | 円 （消費税及び地方消費税を除く。） |

様式第7号（第12条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

田川市住宅改修工事補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した住宅改修工事補助金について、年 月 日付実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

補助確定金額

円

年 月 日

田川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

田川市住宅改修工事補助金請求書

年 月 日付け田 第 号 で交付決定があった標記の補助金について、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 万 | 千 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|

円（1,000円未満切捨て）

2 振込先（申請者本人名義の口座に限る。）

| | | |
|-------------------------|--------------------------|------------------|
| 金融機関名 (該当するものに○を付ける) | 銀行 金庫 農協 | 本店 支店 |
| 口座種類 | 普通・当座 (どちらかに○を付けること。) | |
| 口座番号 | | 口座番号を右詰で記入してください |
| フリガナ | | |
| 口座名義 | | |

様式第9号（第15条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長 印

田川市住宅改修工事補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定があった田川市住宅改修工事補助金について、
下記のとおり交付決定を取り消しましたので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第15
条の規定により通知します。

記

1 取消理由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があ
ると認めるとき。

()

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日付け田 第 号

交付決定金額 円